

## 子ども医療費受給資格証の新規申請の手続き

交付申請を行い認定されると受給資格証が交付され、医療費の助成を受けることができます。お子様が生まれたときや、他市区町村から転入されたときに申請をしてください。

### ★受給資格の要件

- ・十和田市に住民登録のある0歳から高校生までの子どもを養育していて、健康保険に被扶養者として加入させていること。（出生・転入した場合は、十和田市の住民となった日が適用年月日です。）
- ・父母いずれかの所得が高い方の所得が限度額以下であること。  
※次ページの表参照

### ★申請に必要なもの

- ・お子様の健康保険証
- ・マイナンバーがわかるもの（父・母および子）
- ・本人確認ができるもの（免許証など）

## 所得限度額表

扶養人数	所得限度額	収入の目安
0人	5,320,000円	約7,244,000円
1人	5,700,000円	約7,666,000円
2人	6,080,000円	約8,088,000円
3人	6,460,000円	約8,511,000円
4人	6,840,000円	約8,933,000円
5人	7,220,000円	約9,355,000円

※扶養者が6人以上の場合、所得限度額は1人につき38万円加算  
※老人扶養親族などがある場合、限度額に加算があります。詳しくはお問い合わせください。

※1～6月に認定を受けるかたは、前々年の所得、7～12月に認定を受けるかたは、前年の所得で判定します。

※給与所得等の金額から、18万円控除した後の金額が対象となります。他にも控除できるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ▼所得要件により該当にならなかったかた▼

毎年7月に所得の判定年度が変わります。新たに該当すると思われるかたは、7月にもう一度申請することをお勧めします。  
※所得要件を満たしていても、申請を行い、認定を受けなければ受給できません。  
※再申請の案内は、個別に行いません。

## 給付内容と方法

対象区分	給付内容	給付方法
0歳から 中学3年生 のお子様	入院医療費 外来医療費 (医科 歯科 薬局)	現物給付 または 償還払い
高校生等	入院医療費	

### ★現物給付

- ・お子様の健康保険証と市から交付された受給資格証を県内の医療機関、調剤薬局等に提示すると、医療費を支払う必要はありません。ただし、保険適用外の自費分は支払いが必要です。医療機関へは、毎回受給資格証を提示してください。

### ★償還払い

- ・現物給付ができない医療機関等（県外の医療機関や一部の整骨院等）で受診したときや受給資格証を提示しなかったときは一旦窓口で医療費を支払う必要があります。保険適用外の自費分については、給付対象外です。
- ・診療月の翌月から2年以内に市へ給付申請すると、申請の翌月に保護者の預金口座に振り込みます。申請の際は、保険証・領収書・受給資格証・保護者の通帳・印鑑（スタンプ印不可）をご持参ください。また、レシートの場合は病院等の証明が必要です。

## 子ども医療費受給資格証の更新

受給資格証の有効期限は1年間で、お子様の誕生月の末日です。ただし、1日生まれのかたは、前月の末日、6歳児のかたは小学校就学前の3月31日、15歳のかたは中学校、18歳のかたは高等学校等を卒業する年の3月31日です（15歳又は18歳の誕生日後の最初の3月31日）。

十和田市で保護者の所得が確認でき、所得要件を満たしているかたには、高校生のお子様の受給資格証を除き、誕生月の下旬（1日生まれのかたは前月の下旬）に新しい資格証を郵送し、満たさなかったかたには対象とならなかった旨の通知書を郵送します。（窓口での更新の手続きの必要はありません。）

所得の確認ができないかたには、更新の手続きの案内をお送りします。所得要件を確認後、資格証を発行します。

※受給資格証の紛失・棄損・破損については、再交付しますので、こども支援課までおいてください。

※高校生等の資格証の自動更新は行いません。

## 各種注意事項

- ★償還払いの申請は、診療月の翌月から2年を超えて申請できません。
- ★保険適用外の費用（予防注射、検診、薬の容器代、室料の差額等）及び入院時食事療養費は給付の対象となりません。※十和田市立中央病院の非紹介患者初診料（紹介状無しの初診料）も対象外です。
- ★幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校において、お子様に災害が発生したときは、災害共済給付制度が優先です。
- ★交通事故等の第三者行為の場合は、自賠責・任意保険の給付等が優先です。
- ★子ども医療費給付後に保険者（けんぽ協会、健康保険組合、共済組合など）から高額療養費や付加給付金を受けた場合は、二重に給付を受けることとなりますので、後日、給付金分を市に返還していただきます。そのため、高額療養費や付加給付に該当する場合は、先にそれらの給付を受けてから、子ども医療費給付の申請をされることをお勧めします。
- ★保護者やお子様に関し次のような変更があったときは、給付金額の戻し入れ等が発生するおそれがありますので、早めの手続きをお願いします。
  - ・お子様の健康保険証が変わった
  - ・振込先の預金口座が変わった
  - ・ひとり親等他の医療費給付事業が適用になった
  - ・十和田市外へ転出することになった
  - ・生活保護を受けることになった
  - ・児童福祉施設に入所することになった

## 十和田市子ども医療費給付事業



お子様の外来や入院等の医療費を給付する制度です



十和田市では子どもが「元気」で「はつらつ」と育つことを願い、子どもが病院等で診療を受けたときには、加入している健康保険にかかわらず、自己負担に係る費用（保険適用分）を、その保護者に給付します。

この制度は、対象であっても申請して認定を受けなければ受給できません。忘れずに申請をお願いします。

### ◆◆担当◆◆

#### ☆申請窓口

十和田市役所本館（新庁舎）1階  
窓口番号8番

こども支援課 こども給付係

#### ☆受付時間

午前8時30分から午後5時15分  
（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

#### ☆お問い合わせ先

こども支援課 こども給付係

電話番号：0176-51-6716

FAX：0176-23-5114

